

行田市最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設工事に伴う設計・調査・測量業務の入札を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 対象とする契約は、指名競争入札で執行する建設工事及び建設工事に伴う設計・調査・測量業務の請負契約とする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、前条に規定する契約を締結しようとする場合において、契約ごとに決裁権者が定めるものとする。

(最低制限価格を下回る価格による入札)

第4条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格で入札した者があるときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

(補則)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。